平成26年４月２日以降に70歳の誕生日を迎える方へ

70歳の誕生月の翌月※から医療費の
窓口負担が2割になります
（※ただし、各月１日が誕生日の方はその月から2割になります）

・70歳から74歳の方の窓口負担は法律上2割となっていますが、特例措置でこれまで1割負担とされていました。平成26年度から、より公平な仕組みとするために2割負担に見直されることとなりました。

対象者 平成26年４月２日以降に70歳の誕生日を迎える方
（誕生日が昭和19年４月２日以降の方）

2割となる時期 70歳の誕生月の翌月(ただし、各月１日が誕生日の方はその月)から
（例）平成26年4月2日～5月1日に70歳の誕生日を迎える方は、5月の診療から2割負担になります。

ご注意 一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です

なお、窓口負担には毎月の負担上限額が定められていますが、70歳から2割負担となる方は、69歳までと比べて上限額が下がります。

平成26年４月１日までに70歳の誕生日を迎えた方へ

平成26年4月以降も医療費の
窓口負担は1割のまま変わりません
（※平成26年3月2日～4月1日に70歳の誕生日を迎える方は、3割から1割になります）

・平成26年4月以降も、引き続き特例措置の対象になります。

対象者 平成26年４月１日までに70歳の誕生日を迎えた方
（誕生日が昭和19年４月１日までの方）

ご注意 一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です

なお、窓口負担には毎月の負担上限額が定められていますが、この上限額も変わりません。
（※平成26年3月2日～4月1日に70歳の誕生日を迎える方は、69歳までと比べて上限額が下がります。）